

沼田町雪害予防対策指針

～雪と共に生き、支え合い、安心して暮らせるまちを目指して～



ピカゾー

スノンちゃ

沼田町雪キャラクター

令和6年12月策定

雨竜郡沼田町

目 次

第1	目 的.....	2
第2	雪害予防対策本部の設置（総務財政課）	2
第3	道路除雪対策（建設課）	2
第4	消防対策（深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団））	3
第5	福祉・医療対策（保健福祉課）	4
第6	清掃対策（住民生活課）	5
第7	教育・保育対策（教育委員会・保健福祉課）	5
第8	町営バス等公共交通の安全運行対策（建設課）	6
第9	水道管凍結防止対策（建設課）	6
第10	公共施設の雪下ろし等雪害防止対策（施設所管担当課）	6
第11	住宅の雪害対策及び空き家対策（建設課・住民生活課）	7
第12	用水等溢水処理対策（建設課・深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団）） ...	7
第13	雪害予防に関する業務分担（総務財政課）	8
第14	協働による雪害予防対策.....	8
第15	大雪時及び大雪災害等発生時における対策（総務財政課）根幹	9
第16	本指針の見直し.....	10

第1 目 的

この指針は、雪害を未然に防ぐ又は減災するため、大雪における道路交通の確保、高齢者世帯の除雪及び屋根の雪下ろし、空き家対策等の課題について、計画的な対策指針を樹立し推進することにより町民の安心と安全を確保することを目的とします。また、冬季は地震災害発生時住宅の積雪荷重による住宅被害件数、暖房等火気器具使用を原因とする火災の発生件数が夏季の数倍となることが想定されている特性を踏まえ、雪害への対策で町の担うべき役割、町と町民が協働して担う役割、町民等が担うべき役割を明確にすることにより、協働による雪に強い町づくりを促進していきます。

第2 雪害予防対策本部の設置（総務財政課）

1 基本方針

積雪期（12月～3月）を通じて、例年に比べ降雪量・積雪量共に大幅に上回っている、もしくは上回ることが予想される場合、沼田町地域防災計画に定める災害対策本部の設置前において、雪害予防対策を迅速かつ的確に行うため、雪害予防対策本部を設置します。

2 雪害予防対策本部の任務

雪害予防対策本部では、次の事項に掲げる任務を遂行します。

- （1）大雪で予見される被害防止策
- （2）積雪時における道路交通手段の確保及び調整
- （3）要配慮者世帯等の雪害対策
- （4）公共施設等の機能確保対策
- （5）空き家の雪害対策
- （6）その他雪害対策に関すること

3 雪害予防に関する情報の周知徹底

- （1）除排雪や屋根雪下しにおける雪害予防に関する町民への注意喚起について、広報ぬまた、防災行政無線等を活用し、また、広報巡回を実施するなどして周知徹底を図ります。
- （2）雪害の発生が予想される気象予警報について、必要に応じて防災行政無線等を使用して迅速に町民へ周知します。
- （3）その他、町民周知が必要な情報について、広報ぬまた、防災行政無線等を活用し、また、広報巡回を実施するなどして周知を図ります。

第3 道路除雪対策（建設課）

1 基本方針

積雪時における主要道路の交通を確保し、安心安全な道路維持のための国や道の関係機関と連携して除雪作業を行います。

道路除雪（国道・道道・町道）に係る各機関の除雪基準は次のとおりとします。

- （1） 国道（北海道開発局所管）実施機関：北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保します。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行なわないません。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設けます。夜間除雪は行ないません。

(2) 道道（北海道所管）実施機関：北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所

種 類	標 準 交 通 量	除 雪 目 標
第1種	1,000 台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保します。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図ります。
第2種	300～1,000 台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しません。 異常降雪等は、極力1車線以上の確保を図ります。
第3種	300 台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しません。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設けます。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとします。

(3) 町道（沼田町所管（平成20年度より除雪業務を全面委託））実施機関：建設課

種 類	除雪延長	除 雪 目 標
第2種	97.6 km	10cm以上の積雪があった場合において、2車線確保を原則とし、概ね午前7時30分頃までに作業を終了するよう努めます。夜間除雪は原則として行いません。

(4) 深川留萌自動車道 実施機関：東日本高速道路株式会社北海道支社

深川留萌自動車道等の東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路は、冬期間24時間体制で除雪作業が行われます。

2 除雪計画に関する主な取り組み事項

(1) 除雪作業時の安全確保、事故防止

除雪受託業者に対し、降雪前に除排雪実施路線の巡回を指示し、道路構造物の確認や危険箇所、狭小箇所の点検を行い、また、注意箇所にはスノーポール等の目印設置をするなどして、除雪による事故を防止するように努めさせます。

(2) 路面整正

路面にわだちが生じた時、またはそのおそれがあるときは路面整正を実施します。

(3) 拡幅除雪

新雪除雪、路面整正により必要な幅員の確保が困難となったとき、または次の除雪作業が困難となるおそれがある場合、拡幅除雪を実施します。

(4) 運搬排雪

道路に雪堤が生じ拡幅する余地がなく、必要な幅員の確保が困難となったとき、または次の除雪作業が困難となるおそれがある場合、運搬排雪を実施します。

(5) 付帯除雪

交差点、橋梁、防護柵、標柱類、道路付属物付近等の除雪、及び整正、路肩の水切り、排水処理、雪底処理、除雪作業に伴うスノーポールの建て直し等の付帯作業は事象の発生に伴い速やかに行います。

(6) 凍結路面对策

凍結路面の砂撒き作業は路面状況に応じて行います。また、警察等他の官公庁からの要請による場合においても同様に実施します。

第4 消防対策（深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団））

1 基本方針

積雪時の消防活動が円滑に行えるよう、消防体制の強化を図るとともに緊急自動車の出動体制確保と火災予防の徹底を除雪業者、支署職員及び消防団員、地域住民と連携し

て実施します。

2 出動体制の確保

- (1) 除雪について、関係機関と連絡を密にし、消防自動車、救急車等の緊急自動車の出動及び消防活動に支障がないよう努めます。
- (2) 各消防団詰所の除雪は除雪業者に委託し実施しているが、必要に応じて支署職員及び消防団員においても行い、早期出動体制を整えます。
- (3) 関係機関と連携して、消防水利を確保します。
- (4) 消防署職員、消防団員は消防水利の利用に支障のないよう、状況に応じて除雪を行います。

3 火災予防の徹底

- (1) 積雪時の火災予防について、広報ぬまた、防災行政無線等を活用し、また、広報巡回を実施するなどして周知徹底を図ります。
- (2) 屋根の雪下ろしによる事故防止、プロパンガスや灯油タンクの危険物の漏えい事故防止の広報活動を行います。
- (3) プロパンガス、灯油等の危険物販売業者に対し、雪による漏えい事故防止の指導を行います。

第5 福祉・医療対策（保健福祉課）

1 基本方針

少子高齢化に伴い、総人口における高齢者の割合は増加の一途をたどっているなか、「はあとふる沼田（高齢者見守りサポート事業）」との連携を図り、雪害時に高齢者や障がい者等の災害弱者を地域が支える体制づくりを目指します。

2 要支援者情報の収集、把握（保健福祉課・住民生活課）

はあとふる沼田の「福祉防災台帳」に登載されている方のほか、緊急通報システムを設置している世帯、高齢者独居世帯、高齢者世帯、ひとり暮らしの障がい者世帯及び障がい者のみの世帯、人工透析等を必要とし在宅療養する者が同居する世帯、出産月に該当する者が同居する世帯等を把握し、安否確認時のために備えます。

はあとふる沼田の「福祉防災台帳」については、民生児童委員、社会福祉協議会、町内会役員等と登載者を共有するとともに、常に内容の更新に努めます。

3 要支援者世帯に対する除排雪支援

- (1) ホームヘルパーや除雪ヘルパー等からの情報を収集し、屋根等の積雪状況に応じ、屋根の雪下ろし等の必要性を促します。
- (2) 高齢者世帯等のうち、玄関前及び屋根・窓の除雪に関して冬期間を通じて除雪業者に委託している世帯へ除雪費用の一部を助成する「沼田町高齢者世帯等除雪費助成事業」のPRに努めます。
- (3) 沼田町社会福祉協議会と連携して除排雪ボランティアの受け入れを行います。
- (4) 要支援者世帯等に対し、離れて暮らす家族と日ごろからコミュニケーションを取るよう勧め、いざという時に支援が受けられるよう助言していきます。

4 除排雪の緊急性と救急要請

- (1) 人工透析等、緊急性がある患者が病院へ行く場合は、優先的に除排雪による路線の確保を行うよう道路管理者へ要請します。
- (2) 除排雪による路線の確保後、ハイヤー等の交通機関の利用ができない、又は親族で対応できない場合には、かかりつけ医療機関で医師に相談し必要であれば救急要請（119番通報）することを助言又は指示します。妊婦又は急に体調不良とな

り緊急性を要する者に対しても、人工透析患者に準じた対応を行うものとします。

第6 清掃対策（住民生活課）

1 基本方針

積雪時のごみ収集を円滑に行うため、道路管理者と連携し運行路の確保を図るとともに、緊急時における収集体制の周知や、ゴミ収集ルール徹底、あるいは収集場所の除排雪等における協力体制を構築します。

2 ゴミ収集車の運行確保

- (1) 運行の支障にならないよう、除雪について道路管理者と連絡を密にし、常に道路状況を把握します。
- (2) ゴミ収集の妨げとなる、狭い道路での車両駐車禁止を周知徹底します。

3 ゴミ収集の遅延対策

- (1) 大雪により収集が遅延する場合は、防災無線等により収集時間の変更等について周知します。
- (2) 大雪により収集が困難な場合は、収集を中止し、その旨防災無線等により周知を行います。

第7 教育・保育対策（教育委員会・保健福祉課）

1 基本方針

園児、児童、生徒、町民の安全確保を最優先するとともに、保育活動や教育活動に支障をきたさないように努めます。また、行政及び学校（園）職員、保護者、地域住民、児童生徒が協力して除雪を行い、それぞれ大雪災害の減災意識を高めるようにします。

2 気象警報や積雪に対応した臨時休業等の措置

- (1) 大雪等による緊急な対応が必要と考えられる時は、認定こども園、小中学校は関係機関と連携して、通学路や交通機関の状況を迅速に把握するものとします。
- (2) 把握した情報をもとに、各園長、校長は「自宅待機」「臨時休校（園）」「授業打切」等の措置を決定し、保護者に連絡します。また、教育委員会（認定こども園にあつては保健福祉課）に報告します。
- (3) 認定こども園、小中学校においては、大雪や積雪のみならず、地震、暴風、大雨、雷、竜巻など、園児、児童生徒に危険を及ぼす気象に対応する指針やマニュアルを作成し、関係職員及び関係機関に周知徹底します。

3 通学（園）路、学校給食の確保

- (1) 園児、児童生徒の登校（園）に支障をきたさないよう、道路管理者は通学路やスクールバスの通路を確保します。
- (2) 学校（園）敷地内の通路は、委託された業者が行いますが、必要に応じ学校職員と児童生徒で除雪を行います。
- (3) 大雪のために給食が滞らないよう、北空知給食センターと連携を密にします。

＜給食の配送経路（基準）＞

0164-23-5533	10 分	2 校搬入	10 分	2 校搬入
北空知学校給食センター	～深川留萌自動車道	～秩父別町	～道道 282 号線	～沼田学園
深川市	10.4 km	秩父別町	6.7 km	沼田町

4 園児、児童生徒の安全確保

大雪時における園児、児童生徒の安全確保のため、各学校（園）は特に次の事項について留意します。

- (1) 校（園）内及び通学（園）路における危険箇所の把握と、通学（園）路の制限（通

学（園）禁止路）を設定します。

- （２） 園児、児童生徒に対し、道路の凍結、積雪による道幅の減少、視界の変化、除雪機械器具の稼働など、通常と異なる危険な状況を指導し、事故防止に努めます。
- （３） 緊急時の避難経路及び避難所を確保します。

５ 文教施設の保全対策

- （１） 校（園）舎、並びに文教施設等の施設については、構造及び耐久度を考慮したうえで、屋根雪等の積雪状況により適切に除排雪を行います。
- （２） 文化財について管理者と連携し、適切に保全に努めます。
- （３） 避難経路や避難場所を確保するように除排雪を行い、臨時の避難経路や避難場所を指定するなど、施設利用者の安全確保に努めます。

第８ 町営バス等公共交通の安全運行対策（建設課）

１ 基本方針

大雪時に町営バス等公共交通を安全に運行するため、積雪に対応した車両整備は勿論のこと、運行路の安全性の確保に努めるとともに、気象等の状況により運行の可否についての的確に判断します。

２ 安全運行の実施

町営バス所管課（建設課）は、積雪時に対応した車両整備及び積雪対策を実施するとともに、大雪など運行の支障をきたす事象があった場合は、道路管理者、警察等の関係機関と連絡を密にし、状況の把握に努め、運行中止等の安全確保のための措置を取ります。

３ 運行状況の周知

町営バス所管課（建設課）は、気象状況により運行の遅れが発生した場合や、運行中止等の安全確保のための措置を取った場合において、直ちに総務課に連絡し、防災行政無線等により運行の遅延状況や運行中止について迅速に町民へ周知します。

第９ 水道管凍結防止対策（建設課）

１ 基本方針

厳寒期における宅内給水設備（水道管）の凍結事故を防止するため、その対策に係る注意喚起を徹底します。

２ 凍結防止策の措置

水道管凍結事故を未然に防止するため、厳寒期に長期間家を空けるときの夜間は水落としを敢行するよう、広報ぬまた及び防災行政無線を活用して周知徹底を図ります。

第１０ 公共施設の雪下ろし等雪害防止対策（施設所管担当課）

１ 基本方針

積雪時の公共施設（建物）については、構造及び耐久度を考慮したうえで、屋根雪等の積雪状況により適切に除排雪を行います。

２ 公共施設の安全の確保

各施設の管理者は、施設台帳等により構造及び耐久度を把握するとともに、定期的に巡回するなどして積雪状況の把握に努め、必要により適切な除排雪を行い雪害を予防します。

第1 1 住宅の雪害対策及び空き家対策（建設課・住民生活課）

1 基本方針

積雪に対応した住宅整備及び管理について、基本事項を検討し、ルール作りに取り組むとともに、町民への周知を進めます。

また、近年問題となっている空き家対策についても体制を強化して対策に取り組んでいきます。

2 豪雪地域に対応した住宅建設

(1) 豪雪地帯における住宅の在り方や、雪下ろし等を考慮した配置設計など調査研究を進めます。

(2) 屋根の雪が自然落下する急勾配屋根を採用する住宅（落雪式住宅）が増えていますが、敷地以外への落雪は、周辺の道路除雪への支障や通行者等への危険性の増大、あるいは用水路等の詰まりの原因となるおそれがあります。

こうした課題に対応するため、住宅建築に当たっての敷地外への落雪を防ぐため防雪柵の設置を励行するなど、落雪による被害防止に取り組みます。

また、既に建築されている「落雪式住宅」については、周辺状況を調査するとともに、適切な管理、道路等に落雪した雪の速やかな処理等を要請していきます。

(3) 住宅建築に当たっての敷地内落雪を徹底するため、所有者となる町民や建築士、建設業者等への周知活動を進めます。

(4) 住宅屋根の雪庇や雪氷（つららなど）についても、敷地外に危険が及ばないように配慮する必要がありますが、市街地においては、敷地形状からこれが困難な場合も多いことから、住宅所有者の責任において、通行者等に危険が及ばないように雪庇や雪氷の管理を行うよう周知を進めていきます。

3 積雪期における空き家対策

空き家については、管理放棄家屋の増加にともない、積雪による家屋倒壊や破損による周辺への危険や景観の悪化が懸念されることから、所有者等に対し、「沼田町あき地及びあき家の管理に関する条例」に基づき適正な管理を求めます。

(1) 空き家に関する情報収集を行うとともに、屋根雪等の情報について所有者等への情報提供を行う体制づくりを進めます。

(2) 空き家の管理（屋根雪下し、雪氷対策等）については、所有者において行うことが原則となっておりますが、所有者が遠隔地であったり、所在不明であって困難な場合も多いことから、「沼田町あき地及びあき家の管理に関する条例」に基づき、所有者に対する勧告や代執行を行うものとします。

第1 2 用水等溢水処理対策（建設課・深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団））

1 基本方針

除排雪による用水や小河川等の溢水防止対策を実施するとともに、溢水した時の対処方法や体制づくりに取り組みます。

2 用水等溢水防止対策

道路や家屋等の除雪した雪を用水等で処理することにより、用水が溢れ家屋の浸水や道路への冠水など、町民生活に支障をきたす恐れがあるため、町が実施する道路等の除排雪作業では、用水等への投棄は行わないことを原則とし、用水路等の状況を把握するとともに、雪で用水等が塞がれないよう努めます。

地域住民の用水等への雪の投棄は、流雪能力に応じて処分し、緊急時に備えて使用可能な状態を保つこととします。また、町は溢水する恐れのある用水等を把握し、町内会

等へ情報提供することで、溢水に対する注意喚起を行います。

融雪溝が整備されている地区については、規則に基づき適正に雪を処分するよう周知します。

3 用水等溢水処理の対応

町は道路パトロールや除雪業者あるいは町民からの通報等により、用水等の溢水について情報把握に努めます。用水等の溢水のおそれがある場合、あるいは溢水が判明した時は、直ちに町内会や受益者等の関連機関に通報するとともに、状況に応じた処置をとります。

用水等の溢水処理に当たっては、町内会や受益者等で処理することを基本とし、状況に応じて関係機関との協議により、支署職員及び消防団員の出動等で対応することとします。

第13 雪害予防に関する業務分担（総務財政課）

1 基本方針

雪害対策に関する庁舎内の業務分担を明確にし、町民に対し周知することで、雪害対策を円滑に行います。

2 業務分担表

積雪期の町の業務分担は次の通りとします。各担当課は、雪害予防に関する取り組みを各課で定めた基準等により実施するとともに、町民からの問い合わせや依頼に迅速に対応します。また、時間外や休日は警備員が窓口となり、「沼田町地域防災計画」の定めるところにより、関係課長等に連絡することとします。

〈雪害予防に関する業務分担表〉

No.	対 策 項 目	担 当 課
1	雪害予防対策本部の設置、連絡会議等の開催	町長（総務財政課）
2	雪害予防等に関する広報	総務財政課
3	道路の除排雪計画	建設課
4	消防水利の確保対策	深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団）
5	積雪期の火災予防対策	深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団）
6	要配慮者世帯等対策	保健福祉課
7	積雪期のごみ収集対策	住民生活課
8	通学（園）路の確保と安全対策	教育委員会、保健福祉課
9	文教施設の雪害対策	教育委員会
10	町営バス等公共交通機関の安全運行対策	建設課
11	水道凍結防止対策の指導	建設課
12	公共施設の雪害防止対策	施設所管担当課
13	住宅に係る雪害対策	住民生活課
14	空き家に係る雪害対策	住民生活課
15	用水等溢水処理対策	建設課 深川地区消防組合沼田支署（沼田消防団）
16	本指針の見直し	総務財政課
17	その他雪害予防に関する事項	総務財政課

第14 協働による雪害予防対策

1 基本方針

町では、町民協働による雪害予防対策を推進します。雪害予防対策における町民協働

とは、積雪期を快適に過ごすため、雪を適切に処理するなど、町民、町内会等、行政がそれぞれの役割を果たしながら、力を合わせることです。

2 町民、町内会等、行政の役割

町では、雪害予防対策における町民、町内会等、行政の役割を「自助」「共助」「公助」に分類し、これを推進します。

【自助】…町民自身、家族、近親者等において、雪害予防対策を行うことです。

【共助】…地域や隣近所が協力しながら雪害予防対策を行うことです。

【公助】…行政等の公的機関が行う雪害予防対策です。又は、「自助」「共助」による雪害予防対策の支援を行うことです。

(1) 「自助」が担う雪害予防対策

- ① 宅地内の除排雪、住宅の屋根の雪下ろし（国道融雪溝設置路線沿いの住宅は宅地の排雪に併せて地先歩道の除排雪も行う）
- ② 道路除雪作業の支障となる路上駐車や障害物放置の禁止
- ③ 水道管凍結防止対策の徹底
- ④ 排雪作業や屋根雪下し作業時の安全対策の徹底
- ⑤ 屋根の雪庇・氷雪の管理
- ⑥ 用水等への流雪能力に応じた雪の投棄、用水等の緊急時使用可能のための保持

(2) 「共助」が担う雪害予防対策

- ① 自力で屋根の雪下ろしや宅地の除雪が困難な要配慮者世帯等を、地域ぐるみで支える体制づくり
- ② 共同ゴミ集積所（ゴミステーション）の除雪
- ③ 消防団員による消防詰所等の除雪
- ④ 消防団員による消防水利等の除雪
- ⑤ 学校（園）、保護者、地域住民連携による通学（園）路の安全確保

(3) 「公助」が担う雪害予防対策

- ① 除雪計画路線の車道及び歩道の除排雪
- ② 雪害予防に関する町民周知
- ③ 高齢者世帯等への制度に基づく屋根の雪下ろしや周辺除雪に対する支援
- ④ 社会福祉協議会との連携による除雪ボランティアの受け入れ
- ⑤ 要配慮者世帯等を地域ぐるみで支える体制を構築した住民組織に対する支援
- ⑥ 通院者や障がい者等の状況に応じた、病院や老人福祉施設等との連携
- ⑦ 幼児、児童生徒の安全確保
- ⑧ 公共施設、文教施設の安全対策
- ⑨ 町の積雪状況に対応した住宅整備及び管理基準の策定
- ⑩ 空き家の情報収集及び安全対策
- ⑪ 災害に結びつく用水等の溢水処理に対する支援
- ⑫ 雪に係る災害発生時の応急対応
- ⑬ その他、雪害対策を実施する住民組織への支援

第15 大雪時及び大雪災害等発生時における対策（総務財政課）根幹

1 基本方針

大雪時において、災害が発生もしくは災害の発生が予想される場合には、沼田町地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、速やかに災害応急対策を実施します。

〈大雪等に係る災害対策本部設置基準〉

レベル	気象・雪害の状況	配備体制
I	大雪又は暴風雪警報の発表が予想され、大雪等により町民生活に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合	警戒準備配備体制
II	大雪又は暴風雪警報が発表されたとき	警戒配備（第1号）
III	1 2時間降雪量が警報基準の50cmを大きく上回り、引き続き多量の降雪が見込まれ、町民生活に大きな影響を及ぼす場合	非常配備（第2号） 災害対策本部体制
IV	広域にわたり大雪や暴風雪による災害が発生し、被害が特に甚大と予想される場合。	非常配備（第3号） 災害対策本部体制

2 災害対策本部の設置

異常気象等により、1 2時間降雪量が大雪警報基準の50cmを大きく上回り、引き続き多量の降雪が見込まれ、町民生活に大きな影響を及ぼす場合は、直ちに沼田町災害対策本部を設置し、災害応急対策にあたります。

また、国や道との緊密な連携に加え、必要に応じて自衛隊への派遣を要請するほか、協定に基づき、食料、燃料、ライフライン（電気・ガス等）医療・助産、応急教育等の重要な生活基盤を管理・確保するため各種団体に協力要請を行います。

〈沼田町災害対策本部の配備体制の基準及び内容（沼田町地域防災計画抜粋）〉

名称	区分	配備基準	配備内容	任 務	配備体制
警戒準備配備		町域に気象予警報（大雨・洪水・大雪等）の発表が予想されるとき	総務財政課において、気象等に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒配備体制に移行できる体制をとる	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務財政課
警戒配備	第1号	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき 2 空知管内でおおむね震度4の地震が発生したとき 3 その他特に本部長が必要と認めたとき	情報連絡のため総務財政課が当たる 情報連絡のため各課長等をもって当たるもので、状況によりさらに非常配備を円滑にできる体制とする	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務財政課 各課長等
非常配備	第2号	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 町内でおおむね震度5以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする	1 災害対策本部の設置 2 情報の収集 3 関係機関との連絡 4 応急措置（救助活動・避難所設置等）の実施	災害対策本部（全職員）
非常配備	第3号	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予想されない重大な災害が発生したとき 3 その他本部長が必要と認めたとき	災害対策本部の全員をもって応急措置に当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする	災害業務全般の実施	災害対策本部（全職員）

第16 本指針の見直し

本指針は、必要に応じて随時見直しを行うものとします。